



島根県報

平成21年12月4日（金）

号外第211号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第813号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	375号	大田市川合町忍原字観音山イ1063番3地先から同姫ヶ谷イ1067番3地先まで	前	メートル A 9.00～ 41.00	メートル 292.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ 県央県土整備事務所大田事業所
				B 13.00～ 42.00	245.00	
			後	A 25.00～ 62.00	292.00	
				B 13.00～ 55.00	245.00	
"	"	大田市川合町忍原字姫ヶ谷イ1067番3地先から同姫ヶ段イ592番5地先まで	前	17.00～ 45.00	382.00	道路改良工事 拡幅
			後	17.00～ 52.00	382.00	
県 道	大田桜江線	江津市桜江町1324番1地先から同3712番1地先まで	前	3.00～ 4.80	90.00	浜田県土整備事務所 拡幅 仮設道路設置
			後	7.00～ 9.00	90.00	
"	東仙道津田 停車場線	益田市山折町591番11地先から同622番10地先まで	前	3.60～ 30.20	474.00	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	10.00～ 31.60	474.00	

島根県告示第814号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	大田市川合町忍原字大谷1058番5地先から同姫ヶ段イ592番5地先まで	メートル 714.00	平成21年 12月4日	県央県土整備事務所大田事業所	